

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 第7回電力・ガス基本政策小委員会

日時 平成30年1月31日（水）10：00～12：07

場所 経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

○小川電力産業・市場室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会第7回の電力・ガス基本政策小委員会を開催します。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、石村委員、柏木委員、村木委員、横山委員におかれましてはご欠席とのご連絡をいただいております。

以降の議事進行は山内小委員長にお願いすることといたしますので、よろしくお願いいたします。

○山内委員長

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思っておりますけれども、きょうは議題が4つありまして、1つ目が「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況」、これは毎回、皆さんにご報告しているところであります。2つ目が「制度検討作業部会における中間論点整理（第2次）について」ということでありまして、ベースロード市場等の議論ですね、これをここでやるということでもあります。それから3番目が「電力の経過措置料金について」ということでありまして、これも前回から少し議論を始めたところでございます。4番目が「効率的かつ安定的な需給バランス維持の実現に向けた制度環境整備について」ということであります。

それでは、プレスの方の撮影は以上とさせていただきます。

まずは、1番目の「電気・ガス小売全面自由化の進捗状況について」、これを事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○小川電力産業・市場室長

それでは、資料3の1をごらんいただければと思います。電力自由化の進捗状況になります。

まず、1枚目ですけれども、スライド1、新電力のシェアの推移ですが、2016年4月の全面自由化直後、このグラフでいうと一番左ですけれども、真ん中、青いところが全体でありまして、自由化スタート直後は約5%でありましたけれども、右肩上がりに上昇しまして、昨年10%を

超えまして、データの関係で一番新しい昨年10月で12%、上の赤いのが特別高圧・高圧、一番下が低圧となっております、いずれも右肩上がりではありますが、その具体的なところが、次、2ページ、3ページになります。

まず、低圧のほうは2ページ目ですけれども、左の表がスイッチング、新電力への切りかえ、右の表が自社内での切りかえでして、それぞれ約8%、5%、合わせて13%となっております、左の新電力へのスイッチングというところではいいますと、地域別に見ますと、東京、関西、この両地域で1割を超えているという状況です。

それから次の3ページ目、今度、特別高圧・高圧ですけれども、特に右の高圧のほうの上昇が顕著でありまして、北海道、関西においては3割近くで推移しているという状況になります。

続きまして4スライド目ですけれども、小売電気事業者、直近ではその数450を超えております。全面自由化スタート直後は300弱でしたので、既に150さらにふえているという状況ですけれども、規模別に見ますと、下にありますとおり、大規模、ここで言いますと1億kWh以上というのは左16者となっております。それに続く規模感のところは56者とありますが、全体の中では、多いのが真ん中、数でいうと150者ほどありますし、一番右のほうに行きますと相当規模の小さいところ、これも数はそれなりにあるという状況であります。

続きましてスライド5は、今度、業種別ということで、これは全国で見ますと、一番右に棒が立っておりますけれども、資本関係、大まかにということでありまして、全者を調べてということではないんですけれども、大まかに言うと、ガスが半分ぐらい、そして通信、石油という比率になっておりまして、ちょっと地域別の傾向としましては、東京、関西ではガス分野の占める割合が高い。見ていただきますと、ガスは緑なわけですけれども、東京の管内、関西の管内というのはこの緑の部分が多くなっていると。一方でその他の地域では、通信、ここでいいますと赤いところですが、例えば東北なんかでは赤の部分の比率を占めているという傾向が伺えるかと思えます。

続きまして6ページは、今度は新電力の電源調達状況ですけれども、これは実際にどう調達しているかというよりは、申請ベースではありますけれども、左が自由化前、2015年11月ごろとありますけれども、自由化事前の登録受付、その当時の申請のあった会社20ぐらいを取り出してみますと、一番下、市場から調達するところから、赤の部分、相対契約、さらには自社で調達すると、こういったような傾向がある中で、最近の傾向としましては、一番右にあります直近ですね、最近の登録のある事業者というのは市場調達の比率が非常に高くなっていると。

ここでいいますと、自社みずから調達する場合、あるいは他社に委託する場合、合わせると8割ぐらいを市場から調達ということでありまして、繰り返しになりますが、最近の登録事業者

は市場からの調達比率が相当高まっているなというところがあります。

続きましてスライド7ページ目になります。今度はバランシンググループというものの数の推移であります。

先ほど、登録の事業者は直近 450 を超えてということで申し上げましたけれども、その 450 それぞれが需給の調整をしているわけではなくて、特に小規模事業者などはまとまって行っている場合があります。バランシンググループと呼ばれるものでありまして、個々、小さい小規模でやるよりも、まとまってやったほうが効率的に行えるという考えのもとにできているグルーピングでありまして、これは東電管内で見たときということなんですけれども、こういう需要のところ、こういうバランシンググループというのをつくっているのが、自由化直後の 18 から、グラフにあります直近ですと 32 ふえておりまして、そこに入っている事業者の数も 90 から 150 余りにふえていると。東電管内では 200 者ぐらいが販売しているんですけれども、その 4分の3 ぐらいは、こういうグループでまとまった形でやっているというのが7ページのスライドになります。

先ほど、市場調達の比率の高い新電力もふえているという中で、次の8ページですけれども、市場の取引量は右肩上がりですべてきておりまして、2017 年の取引量というのは前年と比べると約2倍ですし、1日当たりの取引量が全需要の 10%に近づく日もあるというのが直近の状況になっております。

次の9スライドは、取引所の会員数ということでありますけれども、取引所の会員自体は 111 から直近で 133 ということで、ここで言いますと小売の事業者は 300、400 とふえてきていますけれども、取引所の会員として取引調達している事業者というのはそこまでふえているわけではなくて、これは先ほども見ましたバランシンググループというのを活用して、誰か代表が取引して、その人の調達したものをグループとして使っているということがあります。

最後、10 スライド目と 11 スライド目、これはみなし小売電気事業者、旧一般電気事業者による域外進出の状況ということでありまして、表で言いますと、左と右で、低圧と、特別高圧・高圧に分かれていますけれども、低圧のほうは地域が東京、中部、関西というところでおおむね限定されていますけれども、特別高圧・高圧のほうは全国的に広がりを見せているというところがあります。

そうした中で、これらの販売電力量、旧一般電気事業者が域外で売っている、あるいは子会社を通じて域外に出て行って売っているというものの量が、各社合計、ここにあります9億 kWh を超えているということでありまして、新電力の販売電力量と比較すると1割余りに相当する規模になってきているというのが足元の状況になります。

最後、11 スライド目は、そうした中での価格比較というのをしてみますと、それぞれ、東京、中部、関西で3つの料金単価が並んでいますけれども、これは低圧分野ですが、一番左が規制料金ということでありまして、真ん中にある赤が新電力、規制料金よりも少し安い料金で新電力が入っていて、さらにその右に緑であるのがこの域外進出ということで、外に出て行っているときには、それをさらに下回る価格での販売単価になっているというのが直近の状況になります。

電力の全面自由化の進捗状況については以上です。

○柴山ガス市場整備室長

続きまして、資料3-2、ガスの小売全面自由化の進捗状況をごらんください。

1 ページですけれども、これは小売事業者の登録状況でございます。今回の自由化を機に、越境販売を含めて新たに一般家庭へ供給しているのは、直近で16社ということで、前回より1社ふえているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、2 ページでございますが、他社スイッチングの状況でございます。これは申し込みベースでございまして、昨年末まででございますけれども、契約先のスイッチングの申し込み件数は全国で60万件となっております。

棒グラフで見ていただきますと、全国は青い線となっております、同じような傾きで伸びているところでございます。最近では、関東、これは赤い線でございますけれども、少し傾きが立ってきているところでございます。ただ、右でございますけれども、これは前回の大石委員のご指摘も踏まえまして、率もつけておりますけれども、関東はまだ他地域と比べると、率としては低いというところが見てとれるかと思えます。

次、3 ページでございますけれども、自社スイッチングの状況ということで、これはその実績ベースでございますけれども、経過措置対象事業者の供給区域内における規制料金から自由料金に変更した数としましては、累計で99万件ということになっております。

続きまして4 ページでございますけれども、供給区域別の新規参入の状況ということで、これは家庭用でございますけれども、新規参入がある供給区域は全体の約10%でございますけれども、販売量ベースで見ると8割弱に達しているという状況でございます。

それから、5 ページが新規参入者の販売規模ということで、今年の10月に販売実績のあった新規参入者のうち、販売規模が月1,000万立米以上の事業者は6社ということで、これら6社の販売量で全体の9割を占めているという状況でございます。

ページおめくりいただきまして、6 ページでございますが、新規参入者の販売量、契約件数でございます。新規参入者の契約件数は、10月末時点で40万件、それから販売量も堅調に推移しているということが伺えます。

続きまして7ページでございますけれども、販売量における新規小売の動向ということで、新規小売の販売量が全体に占める割合というのは、下の棒グラフ、赤線にバツがついているのが合計でございますけれども、2017年、昨年10月時点で12%程度というふうになっております。

続きまして8ページでございますけれども、地域別の契約当たり販売量と、あと販売単価を見たものでございます。これは、昨年4～10月の平均でございますけれども、左下が契約当たり販売量でございます。

これを見ていただくと、北海道地域、東北、九州、沖縄は、契約当たり販売量が低く小さくなっております。販売単価のほうを見ていただきますと、右側でございますけれども、北海道、東北、九州、沖縄が逆に高くなっているということで、契約当たり販売量が小さい地域は販売単価が高い傾向にあるということが伺えるかと思えます。

これはさまざまな要因があるかと思えますけれども、例えば大口の割合が多いとか、需要面、供給面、さまざまな理由があるかと思えますけれども、結果としてはこうなっているという状況でございます。

それから9ページ以降が具体的な動きということで、まとめてさせていただきます。

9ページが、昨年4月から直近までの主な動きをまとめたものでございますけれども、全面自由化が開始された昨年4月から、一般家庭向けの小売販売としましては、電力会社3社、それからLP事業者3社が新規参入しまして、それからニチガスグループ5社が越境販売を開始しました。7月からは、東京電力EPが事業を開始したところでございます。

それから8月には、東京電力EPとニチガスが、新規参集者向けの都市ガスの調達販売に必要なさまざまなサービスを提供するプラットフォーム会社を設立いたしました。

それから10月には、東電FP、JXTGエネルギー、大阪ガスが、扇島に都市ガス製造・供給の新会社を設立しました。

それから11月、新電力大手のイーレックスが、本年4月めどで都市ガス小売事業へ参入することを発表いたしました。それからことしになって、JXTGエネルギーが、2018年中に家庭向けガス小売販売を開始する予定であると発表したところでございます。

ページめくっていただきまして、JXTGエネルギーのガス事業へ参入について少し書いたものでございますけれども、これまで既に大口需要家向けについては、ガスの販売というのをやってきたわけでございますけれども、ガス事業のさらなる拡大ということで、2018年度中に東京ガスの供給区域において、家庭向けのガス小売販売を開始する予定ということが発表されてます。既にこの1月から試験的に社員向け販売を行うということも発表されております。

JXTGエネルギーは、今回のガス小売への参入によって、従来の石油、それから電気との相乗効果を期待しているということで、石油、電気、ガスということでお客様に訴求していくという方針というふうに発表しています。

それから次のページ、11 ページでございますけれども、これは大津市の公共施設等運営権制度の活用の動きでございます。

大津市は、全国の公営ガス事業者の中で2番目の規模でございますけれども、機動的な料金設定ですとか、あるいはガスとほかの商材のセット販売といった新しいサービスの展開というのが、なかなか公営事業者としての形態ですとやりにくいという面がございます、公共施設等運営権制度、PFI制度を利用して、官民共同出資の会社をつくりまして、そこに小売事業等を実施させることを決定しておりまして、現在、民間事業者の募集に向けた準備作業中と聞いております。

それから12 ページ、13 ページ、地方ガス事業者の新たな取り組みということでご紹介しておりますけれども、いろいろな競争力の強化ですとか、事業の多角化ということで、12 ページのほうは、他事業の会社を合併する事例を紹介しております。

大多喜ガスは、グループ会社のLP事業者を合併して、都市ガスとLPガスの一体的な提供を図ろうとされていたり、あるいは西部ガスは、ガス事業と親和性が高いというか、不動産事業者を子会社化されたりという動きを見せております。

それから13 ページでございますけれども、これは地方ガス会社が、ガス以外の事業を開始する事例ということでご紹介しておりまして、鳥取ガスは、宅配水事業に参入しているところでございます。それから静岡ガスは、地域住民等の遊休スペースの有効活用支援ということで、ベンチャー企業と組んで、駐車場シェアリングサービスを開始したり、こういったさまざまな取り組みをしているところでございます。

14 ページ以降はこれまでご説明した新しい料金メニュー、新しいサービスメニューをリバイスしたものですので、説明は省略させていただきます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

事務局からの説明は以上なんですけれども、大石委員から意見書が提出されているようですので、すみません、簡単にご説明いただけますか。

○大石委員

ありがとうございます。ガスの自由化に関して、全国消団連が事業者に対してアンケート調

査を行いまして、その結果を資料の3-3ということで入れさせていただいております。

実際に事業者から直接アンケートをとった結果として貴重なものだと思うんですけども、実際に値上げをしたという回答をした事業者が2社あったわけで、値上げそのものが自由化の中で問題ではないと思いますけれども、先ほどからご案内がありましたように、東京、大阪、名古屋の近辺では競争が起きておりますけれども、それ以外の地方で全く新規の参入がない状況で、やはりそのような値上げが起きているということ、これは今後、ぜひ監視等委員会も含めて注視していただきたいというのが消費者の意見です。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それではこれから議論に入りますけれども、電力・ガス小売自由化に関する進捗状況、ご質問、ご意見ありましたらご発言願います。

例によってご発言ご希望の方は名札を立てていただくということでお願いいたします。また、関連の質問については、挙手、あるいは合図をしていただければ、私のほうで判断させていただきます。

いかがでございましょうか。

村松委員、どうぞ。

○村松委員

ご説明ありがとうございます。進捗について、需要家保護の観点でのお願い事項でございます。電力の自由化も大分時間がたちまして、ガスにつきましても競争環境が進捗しているという理解なんですけれども、中には、経営環境が悪くなってきた、もしくは経営ポートフォリオの見直しによって事業者の撤退ですとか、再編の動きというがあるのではないかというふうに考えております。この点を注視していただきたいなど。

と申しますのは、既に経験ございますけれども、経営状態が悪化して突然立ち行かなくなったといったときに、需要家の不利益につながってしまうということがございます。こちらの点、いろんなところで、例えば支払いが滞っているですとか、そういった観点での見方がおありかと思いますが、そういったところを見ていただいて、万が一のことが起きて、スムーズに需要家の方々が移行することができるようにといった点でのサポートがいただければと思います。

ガスについては、きょうご案内ありました天津市の件ですとか、ほかにも自治体で運営されていらっしゃるガス事業について民営化する動きがあるやに聞いております。これは自治体からすると、住民保護の観点でいろいろご請求されることもおありかと思っておりますけれども、民間側か

らすると、そういったものはなかなか受け入れがたいということで進捗しない面があるかと思えます。ここを主務省庁として静観されるのか、それとももっと競争環境を高めていくために民営化も積極的に進めていこうということであれば、他の省庁と連携して推進されていくのかと思うんですけども、ちょっとここが、動きはあるもののなかなか現実のものとしてなっていない点について、何かの動きをされるのかなというところを質問させていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにごありますか。

事務局からのコメントは皆さんのご発言が済んでから、まとめて行いたいと思います。

それじゃ、今ご発言ありました点について、何か事務局からコメントごありますか

○柴山ガス市場整備室長

公営企業の民営化につきましては、一義的には総務省さんのほうで公営企業を担当されているセクションがございまして、そこでガスのみならず全体を見て、民営化の方向というのを、そういった方向を示されているものと思っております。

我々としましては、個別の事業者の方から民営化に当たっての相談ですとか、あるいは今回の大津市さんとの関係でも幾つかやりとりさせていただきましたけれども、新しいPFIの活用についての相談なんかがあった場合には、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○山内委員長

ほかにご発言ごありますか。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

すみません、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地方のほうで新規のガスの事業者が入ってこない理由というのがいろいろあると思うんですけども、以前、都市ガスの自由化の議論のときに、スイッチングする上で、それぞれの事業者さんが、きちんとスイッチングのためのシステムとしての準備をされているかというお話をしたときに、大きなところは準備がすぐできるけれども、小さなところについてはとても時間がかかるので、順次行っていくというお話があったと思うんですけども、それ以降、地方の都市ガスの事業者さんたちがきちんとスイッチングの準備というのでできているのかどうか。それが実際に都市ガスの新しい事業者さんが入ることと関連するかどうかはわかりませんが、少なくともそういう準備というのでできてい

るのかどうかというのは、ぜひ押さえておいていただきたいなと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

この点について何かございますか。

○柴山ガス市場整備室長

まず、スイッチングの準備という意味では、できております。ただ、新規参入者の方からは、フォーマットが少しずれているとか、幾つか、もう少しこうしたほうがよりビジネスがしやすいというお話は伺っておりまして、これにつきましては監視委のほうで中心となって、それをどういうふうに統一していくとか、今そういった方向で検討しているところと承知しております。

○山内委員長

それでは、監視委員会どうぞ。

○岸事務局長

監視委員事務局でございます。今エネ庁からお話のあったとおり、スイッチングのフォーマット統一などについては、日本ガス協会さん、あるいは各事業者さんもお努力いただいておりますけれども、まだ十分でないところがありますので、まさに監視委員会のほうで中心となって一緒に検討していこうということを進めております。

それから先ほど、ガスのほうのアンケートの説明もいただきまして、こうした情報提供は大変ありがたいと思っております。標準メニューとか月額料金とか、こういったガイドラインの上で望ましい行為として書いてある部分については、私ども監視委員会としても事業者に働きかけ、あるいは定期的にフォローもしておるところでございますので、引き続きやっていきたいと思えますし、値上げの話もございました。

やはり規制なき独占というものはあってもいけないと思っておりますので、自由化の趣旨は踏まえつつ、エネ庁のガスシステム小委のほうで整理があった特別な事後監視というのを一部行っておりますし、それに限らず、自由化の趣旨は踏まえつつも、仮に不公正、不適正な取引があれば、法令ガイドラインに従って適切に対処していきたいというふうに考えております。

どうもありがとうございました。

○山内委員長

大橋委員どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。電力、ガス、両方通してですけれども、自由化後、成果が着実に見

えてきているなという感じがします。新規参入に関しても、電力は3桁、ガスもそれなりにあるわけですが、一般的に他産業で見ても、企業数の動きというのは、あるフェーズを幾つか通っていくという姿を一般的には見せるのかなというふうに言われているんだと思います。

まず最初にぐっと数が伸びて、ただ、その数が伸びたまま推移するわけでは多くの場合なくて、一旦そこでリストラクチャリングというのかな、数がきゅっと絞られて、そこから安定期に入るというふうな感じのパスをたどっているのが一般的かなと思います。

そういう意味で言うと、電力もガスもそうかもしれませんが、今後、そういうふうなフェーズをもしかしたらたどるのかなと。つまり、450 者ありますけれども、電気言えば、この電気の450 者がこのまま450 者のままずっと推移するわけでもないのかなと。

そうした動きが多分BGの動きであるとか、そうしたところに今、見られているというところのお話だったと思いますし、また規模別に見ても、一定程度の数が大きな規模のところでは集約されてきているというのも、そういうところに見えてきているんだと思いますけれども、これは健全な姿、定性的に見てですけど、健全な姿なんじゃないかなというふうに見て、思いました。

ガスについてですけども、幾つか表をいただいている、その表をまとめて見ると、契約当たり販売量が多いところは販売単価が低くて、販売量が多いところのほうが参入が多いということなので、基本的に参入が起こると価格が下がっているというふうな関係が見られるんじゃないかというふうなことが、この図を通じて見ると見てとれるということなんじゃないかと思います。

他方で、参入が起こっていないところというのは、市場規模が小さいところで、よって多くの事業者が参入するメリットを感じていないという部分も恐らくあるんだと思いますが、他方でこうしたところについて、参入を促す制度的な措置というのも一定程度考えていくことで、自由化の消費者メリットというのをあまねく全国に均霑させていくということも重要なのかなと。

無理して強制的に入れることはできないと思いますが、ただ何か参入に際して問題があるのであれば、スイッチングの資料のお話も先ほどありましたけれども、そうしたところというのはきっちり見ていく必要があるんじゃないかなと思います。

あと2点、細かいところですけども、PFIのお話があって、これは今、道路とか水道とかいろいろ事例があるわけですが、今回のガスというのは新しい事例の1つなんじゃないかというふうに思っていて、これはぜひ積極的に広報していただけるといいんじゃないかなというふうに思いました。

2点目、最後ですけども、電気のところの11 ページ目のところで、域外進出の状況ということで単価の比較をしていただいています。これは非常に興味深い表だと思いますけれども、新電力のところも、域外みなしも、加重平均って書いてあるわけですが、例えば新電力の中でも市

場調達を中心にしているところと、そうじゃないところというのが恐らくあったりするんじゃないかと思いますが、そういうところで価格差ってどうなっているのかなというところが若干関心を持ちました。

そういうことがわかるのかどうかわからないですけれども、この単価の部分の差というものがどういうふうな理由で出てきているのかなというのは、研究する余地があるんじゃないかなというふうには思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

最後のところはどうですか。

○小川電力産業・市場室長

今、この違い、市場調達、先ほどこの前のところでも市場調達の比率と出していましたのは、計画ベースにしていた登録の申請ベースですね、その理由は、実際にどれぐらい調達してるかというのが必ずしもストレートにわからないところもありました。

なぜかと言いますと、自社が取引所の会員になってやっている場合にはもうダイレクトにわかるんですが、balancingグループに入って、他社を通じて持ってきてる場合にはちょっとわからないというのもあるんで、技術的にこういうふうにやっておりますけれども、今おっしゃった視点、新電力の場合に市場調達の比率が高いところとそうでないところ、ここは我々も注意して見ていきたいと思っておりますし、逆に、まさに市場依存度が高いと市場の価格が上がったときの影響、今ヘッジ手段がない中でのその影響というのは相当大きく、実際そういう声も聞こえてきておりますので、しっかりフォローしていきたいと思っております。

○山内委員長

ありがとうございました。

これはあれですね、分析的にとっても面白そうな気が。データがそろうといいますか、調査があるといいかなというふうに思います。

ありがとうございます。

市川委員どうぞ。

○市川委員

私も商工会議所の人間なので、地域の実情というのをよく見て話しを聴いて回っておりますが、地方における中小の都市ガス事業者の皆さんは、ガス導管網の延伸整備が遅れる中、やはり地方の人口減少や需要減少という状況にあって、必死に踏ん張って、さまざまな事業展開をしよう

うと頑張っていらっしゃいます。

そうした背景を踏まえ、このガスの資料の中の、12、13 スライド目で紹介されているような、消費者に対する付加価値サービスの拡充・向上に資するような情報提供、好事例の横展開が図られる仕組みづくりにぜひ努めていただき、中小ガス事業者にとって参考となるよう周知していただければと思います。

以上、お願い事項でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

幡場オブザーバー。

○幡場オブザーバー

ありがとうございます。先ほどの大石委員のお話について、ちょっとコメントさせていただきますが、ガス業界、もとより小売営業のガイドラインとか適正取引のガイドラインについて、望ましい声も含めて、全国で説明会を実施するなどして、事業者に促進をするような支援をしてみましたけれども、今回のお話の中にも、まだ、いわゆる標準の月間の料金ですとか、あるいは託送料金相当額について掲示がされていない、少ないというご指摘がありましたので、これまでも監視等委員会様のご指導なんかをいただきながら、先ほど岸事務局長もおっしゃっていましたが、いろいろ周知してまいりましたが、今後さらに具体的な方法を考えて、一層各事業者を支援して、こういう望ましい行為が促進されますよう、実現されるような取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

まだほかにもあるかもしれませんが、時間の関係もございますので、議事を進行させていただきます。

次は、この委員会の制度検討作業部会というのがございまして、そこで中間論点整理が行われました。これは第2次の中間論点整理ですね。

これについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料の4-1に沿ってご説明したいと思います。

この基本政策小委員会の下に設置されました制度検討作業部会におきまして、昨年12月26日に中間論点整理（第2次）を取りまとめました。その概要資料を使いましてご説明したいと思います。

います。

ページをおめくりいただきまして、最初、「はじめに」にとなっております。

さらにめくっていただきまして、制度検討作業部会の検討事項というスライドがございます。

制度検討作業部会におきましては、さらなる競争活性化という観点から、ベースロード電源市場、間接オークション、間接送電権、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場について、制度検討を行ってきております。

非化石価値取引市場につきましては、前回のこの基本政策小委員会でも状況をご説明いたしました。本日は残りの4つの市場の検討状況についてご報告いたします。

次の3ページ以降につきましては、この検討の背景となるようなデータを掲載しておりますので、こちらについては説明を省略させていただきます。

5ページ目、少しごらんいただければと思いますけれども、ベースロード電源へのアクセス確保の必要性ということで、現在、約9割の供給力については、旧一般電気事業者及び電源開発が保有しているというようなデータを掲載しております。

また、次の6ページでございますけれども、今後の供給力確保の必要性ということで、これは広域機関において分析されているところでございますけれども、今後10年間のうち、供給予備率が8%を下回る年度が、東京、中部、関西エリアにおいてはございます。特に21～23年度において、そういう年度があるというような分析がございます。

もちろん、他エリアからの融通等、あるいは他エリアの電源を活用すれば、直ちに供給信頼度に問題があるわけではございませんけれども、何らか容量市場のような制度を設けるべきというような提言をいただいているところでございます。

7ページも今後の供給力確保の必要性というところでございまして、調整力となる火力等の必要性について、広域機関の分析を含めてデータを掲載しております。

8ページでございますけれども、中間論点整理の性格について、1枚スライドを設けております。中間論点整理につきましては、作業部会における各種市場についての検討状況を整理したというものでございます。現時点での検討の方向性及び今後検討を深めるべき事項をまとめたものでございます。したがって、まだ決まったものということではございませんで、この検討の状況につきまして、こうやって紹介するとともに、事業者からの意見等を募集しております。

この下のところで、募集期間は先週で一旦は終了しておりますけれども、12月26日から1月26日まで意見を募集いたしました。先週末までに意見をいただいた数は、70弱の事業者から複数の意見をいただいております。かなりの数の意見をいただいております。現在、事務局において意見の内容を精査しているという状況でございます。

続きまして9ページ以降、各市場の検討状況についてご説明いたします。

内容については、資料の4-2というものを本日の資料にもつけておりますけれども、そこから非常に分厚い資料になっております。この概要資料におきましては、簡単に概要だけご説明させていただきます。

まず10ページ目、ベースロード電源市場の概要についてですけれども、ベースロード電源市場の趣旨といたしましては、安価なベースロード電源の多くが、先ほど申し上げたとおり、大手電力が保有している。新電力によるアクセスが困難な状況になっているということを踏まえまして、大手電力に対して、自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高くない水準の価格でベースロード電源を市場に供出することを求めるというものでございます。こうしたことで、新電力にベースロード電源へのアクセス機会を付与するというものでございまして、2019年をめどに創設することとしております。

詳細制度設計でございますけれども、次のページ、11ページから始まっております。

簡単にご説明しますと、例えば取扱商品につきましては、当初は燃調等のオプションを具備しない受渡期間1年の商品を先行させる。

競売方法につきましては、シングルプライスオークションで競売を実施する。精算の仕組みですけれども、現行の先渡市場と同様、スポット市場を介して受け渡しを行うといったところを考えております。

次のページ、12ページに移りまして、買い手の取引要件のところでございますけれども、各事業者のベース需要をもととした事前要件と事後要件を設定するというような議論が行われてきております。

ちょっと駆け足で恐縮ですけれども、次のページ、13ページでございますけれども、旧一般電気事業者がこのベースロード電源市場から電気を買えるかどうかということも議論を行っておりますけれども、旧一般電気事業者につきましては、自分のエリアの周りのベースロード電源市場からは購入できないという方向で検討を行っております。

14ページに移りまして、制度的措置についてでございますけれども、このベースロード電源市場に対しては、制度的措置、適正取引ガイドラインの改正を考えておりますけれども、そうした措置に基づきまして、大手電力に対して供出を求めるものでございますけれども、この基本的な考え方といたしまして、中ほどでございますけれども、ベースロード電源の発電平均コストから容量市場での収入を控除して、供出上限価格を設定するというのを考えておりますし、⑬に移りまして、この供出量につきましては、全国の販売総需要から新電力のシェア、ここでは全国エリア離脱率と書いておりますけれども、新電力のシェアを掛け合わせたものに、さらにベース

ロード電源比率である 56%、調整係数という、こういう一定の比率を掛け合わせまして、需要に対して十分な量の供出が行われるような形で大手電力への供出を求めていきたいと考えております。

15 ページについては、説明を省略させていただきます。

16 ページでございますけれども、常時バックアップの取り扱いでございます。⑩のところですが、ベースロード市場と政策目的が一部重複する常時バックアップにつきましても、その取引量をベースロード市場における供出量等から控除するという方向で検討を進めてきております。

17 ページについても省略させていただきます。

18 ページ、監視のあり方でございますけれども、2つ目のポツですが、ベースロード市場への供出に係る基本的考え方については、先ほど申し上げたとおり、適正取引ガイドラインに記載を行うという方向で考えております。

今後の検討の進め方でございますけれども、買い手の取引要件、監視のあり方等、必要な運用ルール及び適正取引ガイドラインへの記載等々について、事業者ヒアリング等も踏まえながら丁寧に検討を進めていくということにしております。

続きまして、間接送電権についてご説明いたします。20 ページに間接オークションということで、スライドをつけております。

まず背景といたしまして、連系線利用のあり方につきまして、従来の先着優先ルールの運用を改めまして、スポット市場での入札価格が安い電源順に送電することを可能とする間接オークションという制度を、2018 年度から導入予定でございます。

このときに、※の少し小さい字で書いておりますけれども、事業者が卸電力市場のエリア間値差の負担リスクを軽減できるようにする仕組みとして、間接送電権の取引市場を 2019 年をめどに導入予定としております。

次の 21 ページからが詳細制度設計になります。まず、市場開設者につきましては、JEPX を想定しております。また開設時期につきましては、2019 年度めどとしております。

③の約定の仕組みでございますけれども、まずこの間接送電権というものは、発行上限量を定めることにしております。連系線の空き容量の範囲内で発行いたします。その上で、シングルプライスオークション方式で、この間接送電権を購入するというようにしております。

次のページも詳細制度設計が続きますけれども、内容は少し細かいので省略させていただきます。

23 ページに今後の検討の進め方を書いておりますけれども、今後の検討につきましては、事

業者ニーズ等を踏まえまして、JEPX等を中心にさらに詳細検討を進めていくということにしております。

続きまして、4つの市場のうちの3つ目の容量市場についてご説明いたします。25 ページをごらんください。

容量市場の概要でございますけれども、小売全面自由化以降、卸電力市場の取引拡大やFIT制度等に伴う再エネの導入拡大によりまして、電源投資の予見性が低下していると認識しております。このため、中長期的に国全体で必要となる供給力・調整力を確保するための設備の新設や維持が困難になっていく懸念があると考えております。

こうした懸念に対応するために、あらかじめ市場管理者、これは広域機関を想定しておりますけれども、市場管理者が需要のピーク時に電気を確実に供給できる能力を確保した上で、実需給時に能力に応じて発電事業者に一定の費用を支払う。加えて、小売事業者に対してその費用負担を求めるといった容量市場を導入する予定でございます。

この詳細制度設計は 26 ページ以降に書いておりますけれども、非常に論点が多岐にわたります。かいつまんでご説明しますと、まず論点の①でございますが、この容量市場につきまして、集中型の容量市場という方式をとろうと考えておりまして、具体的にはそこに書いてありますが、相対取引のある小売事業者をこの容量オークションに参加していただくということを想定しております。

その一方で、②ですけれども、発電事業者側については、この容量市場への参加は任意とすることを想定しております。

駆け足になりますけれども、次のページ、27 ページをごらんください。

容量市場で確保するキロワット、供給力でございますけれども、①から④というふうに書いてございますけれども、それぞれの需要に対する供給力はもちろんのこと、一定の予備力についてもこの容量市場で調達を行う予定でございます。

⑧で容量確保時期と契約期間と書いてございますけれども、実需給の約4年前にオークションを開催し、1年前に追加オークションを開くということを想定しております。したがって、2020年にこのオークションを開きますと、実際のお金の受け渡し、あるいは容量の確保は2024年度ということになります。

次のページ、28 ページをごらんください。需要曲線の設定という項目が⑩でございますけれども、この容量市場におきましては、広域機関におきまして需要曲線を設定することになります。この需要曲線の設定プロセスにつきましては、広域機関が作成した上で、審議会以案を審議するなど、透明性を確保していきたいと考えております。

続きまして 29 ページでございます。容量市場におけるリクワイアメントという点でございますけれども、この容量市場に参加する発電事業者に対しましては、この費用の支払いを受けるといふことに対する一種の見返り、リクワイアメントといたしまして、緊急時に加えて平常時からきちんと運転していただくというようなリクワイアメントを課す予定でございます。

次の 30 ページにもまだまだ続きますけれども、30 ページ、ペナルティーについては内容を省略させていただきます。

また、31 ページの電源の立地や特性等に鑑みたキロワット価値という点につきましても、少し細かいので省略させていただきます。

32 ページでございますけれども、小売電気事業者への費用請求の考え方というところでございまして、この容量市場を通じて容量を確保するわけですが、この費用につきましても、先ほど申し上げたとおり、小売電気事業者が費用負担することになります。

広域機関からこの小売事業者に対して費用請求をする際の基準ですけれども、こちらについては、事務局からこの時点で4案提示しておりますけれども、さまざまな議論が行われております。委員、オブザーバーの指摘、また、今回募集している意見募集などを踏まえまして、さらに検討を深めたいと考えております。

それから、続いて⑩新設・既設の区分、経過措置という論点もございまして。新設電源と既設電源で、容量市場における対価の支払いを変えるかどうかという論点がございましたけれども、現時点では同等に扱うことが基本としております。

あわせて、容量市場の導入から当面の間は、小売事業環境の激変緩和の観点から一定の経過措置を講じることを含めて検討ということにしてございまして、この点につきましても作業部会でさまざま議論が行われておりますので、引き続き慎重に検討することとしております。

続きまして 33 ページでございますけれども、他制度との整合性という点につきましてもいろいろございまして、固定価格買取制度の適用を受けている電源は、容量市場による支払いの対象外とする方向で検討しております。一部、バイオマス混焼設備の扱いについてさらに詳細を検討する必要性がございまして、そういう方向で議論が行われております。

34 ページ、容量市場の情報公開・フォローアップという点がございまして、こちらでも省略させていただきます。

35 ページでございますが、今後の検討の進め方といたしましては、小売事業者への費用請求の考え方、経過措置につきましては、事業者ヒアリング等を踏まえながら、引き続き丁寧に検討を進めることとしております。

次のページから、この4つの市場のうちの4番目の需給調整市場についてのスライドとなり

ます。37 ページ、需給調整市場の内容につきまして1枚スライドを加えております。

この需給調整市場につきましては、一般送配電事業者が周波数調整や需給調整を行うための調整力を確保する市場でございます、2020 年度に創設予定でございます。

2つ目のポツですけれども、将来的にはエリアを越えた広域的な調整力の調達・運用を行うことで、より効率的な需給運用の実現を目指すこととしております。

38 ページからは詳細設計になります。簡単にご紹介しますと、まず商品区分、①のところですけれども、一次調整力、二次調整力、三次調整力というふうに商品区分を分けまして調達することを考えております。

③広域化による効率化という点でございますけれども、2020 年におきましては、先ほど申し上げた商品区分でいえば三次調整力の②という限定的な商品でございますけれども、エリアを越えた調達を行う方向で準備を進めております。さらに数年後においては、さらに多くの商品につきまして、自分のエリアに閉じるのではなく、他エリアも含めた広域調達運用を行うという方向で準備、検討を進めております。

次のページ、39 ページですけれども、こういう広域調達を行う上では、さまざまな技術的な検討が必要となりまして、また、システム面での対応も必要となります。

そうした点に関しまして、④の1つ目のポツにありますけれども、2020 年に向けて、一般送配電事業者が代表会社を選定した上で、共通プラットフォームというものを開発する予定でございます。この共通プラットフォームのシステムの仕様等につきましては、代表会社のほうから広域機関等の場で検討状況を報告していただきまして、客観的な審議を行うこととしております。この2020 年における市場運営主体、共通プラットフォームの管理主体については、2020 年時点においては一般送配電事業者を考えております。

次のページ以降も詳細制度検討について書いておりますけれども、細かくなりますので省略いたします。

41 ページの内容についても省略させていただきます。

42 ページ、今後の検討の進め方のスライドになります。

この需給調整市場の開設時期ですけれども、基本的には2020 年度の開設を予定しておりますけれども、需給調整の実際の運用に密接にかかわるといこともございます。2020 年には東京オリンピック・パラリンピックが予定されておまして、その関係も踏まえて厳密な時期の検討を行っていきたいと考えております。

また、2つ目のポツですけれども、この需給調整市場については、2020 年時点では広域調達運用は限定的な範囲で行われます。それをさらに拡大していったら、本格的な広域調達運用を行っ

てまいりますけれども、この時期を可能な限り早期に実現するという観点から、各電力会社における中給システムのシステム改修との関係も踏まえて時期を精査し、なるべく早く実現していくべく検討していきたいと考えております。

加えて4つ目のポツですけれども、共通プラットフォームの開発体制、システム仕様等につきましては、広域機関で検討した上で、さらに国の審議会等においても審議を行う予定としております。

以上が、需給調整市場の説明となります。

43 ページ以降、非化石価値取引市場についてのスライドとなりますけれども、これは前回の基本政策小委員会、本小委員会において内容をご説明いたしました。

1点、前回の報告を事務局において検討しておりまして、考え方を若干修正している点がございます。例えば44 ページをごらんいただければと思いますけれども、このFIT電源由来の非化石価値取引市場の取引イメージでございますけれども、前回この小委員会でご説明したときには、この非化石価値取引市場で小売電気事業者が証書を購入した後に、転売ができるという方向でご説明いたしました。

その後、買占めの懸念、あるいは税会計上の論点の精査などを事務局で行っている最中ございまして、この転売につきましては改めてもう少し、転売できるということにするのではなくて、慎重に考えなければいけないというふうに認識しております。これについては現在、事務局において検討中であるということをご報告したいと思っております。その他については、特段変更は今のところございません。

46 ページ以降、今後の検討の進め方というスライドになっております。

47 ページのスライドでございますけれども、今後につきましては、まず事業者からの意見を募集する、あるいは作業部会において、昨日も実施いたしましたけれども、事業者ヒアリングを実施します。そうした内容も踏まえまして、さらに各論点につきまして精査を進めまして、2018年の春以降に中間取りまとめを行う予定でございます。各市場につきましては、広域機関、あるいは監視等委員会等とも連携しながら検討を進めていきたいと考えております。

最後のポツですけれども、検討の方向性につきましては、先ほどご説明した内容が基本となりますけれども、沖縄エリアでの容量市場の取り扱い、既存契約見直し指針等についてもあわせて今後検討していきたいと考えております。

48 ページは、先ほどご説明したこの検討の流れを図にしたものでございます。

3月6日に設置されまして、検討を進めてきておりまして、7月26日に、一旦、第1次の中間論点整理を行いました。年末の12月26日に第2次の中間論点整理をまとめまして、その後、

意見募集、ヒアリングを実施するという流れでございます。先ほど申し上げたとおり、春以降に改めて中間取りまとめを行いたいと考えております。

49 ページは各制度の導入時期ということで、これは貫徹小委のところに議論されていた内容から特段変更ございません。

50 ページ、参考としてこれまでの制度検討作業部会の開催状況というところをまとめております。年末までに17回開催しまして、昨日18回目の作業部会を開催いたしました。事業者ヒアリングを行っております。

以上、長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、この制度設計の検討会の中間取りまとめ（第2回目）についてご意見を伺いますけれども、ベースロードとか、あるいは間接送電権とか、容量市場とか、需給調整市場というのはこれからつくっていくわけけれども、今ある制度といろいろな関係があるわけですね。そういうことを踏まえてご意見をいただければというふうに思います。

いかがでございましょうか。

委員の皆さんはこの検討会に参加されている方も多いと思うので、そういったところの議論もある意味では紹介していただければ、議論が活性化するかなというふうに思います。いかがでございましょう。

特にあれですかね。わかりました。それではまた最後に何かありましたらご発言いただくこととして、一応、議事を進めさせていただこうかというふうに思います。

次の議題ですけれども、電力の経過措置料金についてということであります。

事務局からまず報告をいただきたいというふうに思います。

○小川電力産業・市場室長

それでは、資料の5-1をごらんいただければと思います。電気料金の経過措置の撤退を想定した検討課題についてということで、このテーマのもとで、前々回、1度ご議論をいただいております。この資料で言うと前半部分がその部分の再度ご紹介で、後半部分が常時バックアップというものに特化した資料になります。

まず2ページのところですけれども、経過措置料金と関連する仕組みということで、今の制度のところですけれども、2016年の4月の全面自由化で、これの規制料金というのが制度的にはなくなって、経過措置として2020年の3月末まで、これは全国全て一律に従来と同様の規制料金が存続するというところで、今、全面自由化の中で、この規制料金と自由料金が併存している

ということになります。

これは法制上、この経過措置というのが 2020 年 3 月末で撤廃ということで、今は全国一律で残っているものが、この 2020 年 4 月以降は大臣が指定したところだけ存続すると。そういう意味で、原則と例外、今はもう全国これが残っていますが、4 月以降は電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして、経済産業大臣が指定する取引のみと。全部を仮に指定した場合には、それは今までと何も実質的に何も変わらないことになりすし、逆に、その時点でどこも指定しないとするときには、もう全てなくなると。そういう仕組み、制度的にはそういうたてつけになっております。

そうした中で、この経過措置料金と関連する仕組みということで、幾つかあります最終保障供給、離島供給、常時バックアップといったものがあるうち、本日この資料の後半部分では、特に常時バックアップというところについてご議論いただきたいと思っております、これは今しがたご紹介のありました制度設計作業部会、タスクフォースで言いますとベースロード電源市場というのを、新しい市場構築を議論しているというものと密接に関連するものであります。

次の 3 ページ目は、前々回のこの小委員会の場でご紹介しました検討課題の例でありまして、省略いたします。

5 ページ目のところに、これも前々回お示しした検討スケジュールのイメージということでお示ししてございまして、これは昨年 10 月の段階で議論開始に当たりまして、2020 年を見据えてどういうふうな形で議論を進めていくかということをお示したものであります。

まず資源エネルギー庁、まさにこの場において議論をキックオフしまして、この後の予定としましては、これから、今、上半分で資源エネルギー庁、下で監視等委員会とありますけれども、監視等委員会においては既に研究会が 1 つスタートしておりますけれども、本年 2018 年、いずれかの段階で、制度設計専門会合のほうでこの競争の評価、さらに料金規制の撤廃に関しての大臣指定の基準ということになりますけれども、その基準の議論というのが始まるということでありまして、この場でいろいろご議論いただいた上で、主な議論の場を監視委員会のほうに移して、規制料金の存続の議論については、その後、監視委員会のほうで議論いただき、改めてそれをまとめていずれかのタイミングで最終的な判断ということを想定しております。

続きまして、本日のご議論、後半部分の常時バックアップというのが 7 ページ目以降になります。そもそも常時バックアップというのはどういう形でスタートして、今どこまで来ているかと、まさに自由化と密接に関連しているものですので、歴史的な経緯も踏まえてご説明したいと思っております。

まず 7 ページ目ですけれども、常時バックアップというものが何かということですが、

新電力がエリアの旧一般電気事業者から電気の供給を受けるということ、言葉のとおり常時ということですが、バックアップ、供給を受けることができるというものであります。

これ自体は、民民の私契約ということで、何ら電気事業法の規制の及ぶものではありませんけれども、これについてガイドラインにおいて一定の記載があるということで、その内容が8ページ目にあります。ここに掲げられている全てがガイドラインに書かれているわけではありません。

次の9ページにガイドラインの抜粋も付しておりますけれども、例えばこの供給者が誰で、契約の利用枠といったようなもの、この辺についてはこのガイドライン、次の9ページ目に抜粋がありますけれども、一定の記載があるという状況です。

歴史的には、次の10ページ目にありますけれども、部分自由化がスタートした2000年、このときに導入をされました。当時バックアップといったときに、ほかにも事故時バックアップといったようなもの、あるいはしわとりバックアップといったもの、そういうのと並んでの今度は常時バックアップと。緊急時、事故時のバックアップではなくて、これは常時、平時のバックアップということで、常時バックアップというものがスタートしております。この常時バックアップというものが、途中幾つか変遷はありましたけれども、現在にまで至っています。

一方で、同じ2000年にありました事故時バックアップ、あるいはしわとりバックアップというものは、これは本日、また別の形でこの後ご議論いただきますインバランス料金制度というふうに位置づけられておまして、今あるのはこの常時バックアップということになります。

この常時バックアップの今度は利用状況、震災を境に大きな見直しもされておりますので、まず2011年までということと言えますと、12ページ目になります。

下のグラフにあります青のところ、これは契約電力ではありますけれども、2007年、2008年度に契約電力が100万kWを超えましたが、それ以降、減少しているということ。一方で、折れ線が赤でありますけれども、常時バックアップを受ける新電力の数ということではふえているという状況にありました。

そうした中で、今度、常時バックアップとある意味代替的な位置づけ、やがては取引所の取引の厚みが出て、そちらに移行していくという想定の中でスタートしておりますけれども、取引所の取引というのは13ページにありますけれども、一番下の赤いところで、取引量が徐々にふえてはいたと。他方、必ずしも常時バックアップにかわる位置づけにはなり得ていないということがあります。

このグラフで言いますと、常時バックアップの使用量というのが緑になりまして、緑の部分、途中、真ん中あたりまでは一定量ですが、2009年ごろから大分、常時バックアップの利

用量自体は減っているのかなというのは見てとれるかと思えます。

この常時バックアップと卸電力市場の関係については、次の 14 ページにも記しています位置づけとしては、ガイドライン上も、ちょっと太字でありますけれども、常時バックアップというのは電気事業法の規制を受けるものではなくてと、この新規参入者が余りに過度に相当の長期間にわたってこれに依存することは望ましくなく、取引所の創設に伴い、今後は取引所に移行していくことが期待されているということでありまして、実際、卸取引が 2005 年にスタートしていますけれども、この常時バックアップが移行するほどには至っていなかったということでありませう。

震災後、電力システム改革の議論がスタートして、そうした中で、この既存の常時バックアップについても見直しが行われることになりました。内容的には、価格、量の両面での見直しということでありまして、15 ページにありますけれども、卸電力市場が機能するまでの当面の間ということで、ベース電源代替としての活用に資するようということで、基本料金を上げて、従量料金を引き下げるといふこと、そういう形での見直しがなされております。

16 ページにありますけれども、基本料金を上げて従量料金を下げるといふことで、ベース的な使用をすることで、そうした場合により安価になるということでの料金見直しをしております。

量の面につきましては、次、17 ページにありますけれども、利用枠というものを導入したということでありまして、具体的には、新電力の需要拡大の量に一定の割合、当時で言うと 3 割程度を乗じたものを常時バックアップの利用枠として設定することになりました。これが震災後の見直しになります。

この見直しを受けて、その後、この常時バックアップの利用がどうなったかというのが 18 ページ目以降になります。

まず、18 スライドになりますけれども、これは新電力の電力調達状況でありまして、点線で上のほうにありますのが、常時バックアップによる調達量の比率、比率はグラフの右のほうにありますけれども、一番左の 2012 年 9 月で言いますと、15%程度でしたけれども、13 年、見直し後、右肩上がり、2014 年には 3 割ぐらい、30%ぐらいまで上がっていております。

その後、上下動をしながらではありますけれども徐々に下がってきて、また、2016 年から 17 年にかけて少し上がって、20%ぐらいに上がって、直近ではまた落ちてきて 10%を切るぐらいになっているということでありませう。これは、さまざまな新電力ある中で、この常時バックアップといふのをどれぐらい使っているかといふのを、全体のマクロ的な数字になります。

一方で、卸電力取引所の取引状況ということでは、自由化の進捗状況のところでもご紹介しました、特に全面自由化以降は相当な勢いで伸びておりまして、このグラフ上は昨年 9 月ですの

で、シェア 6.8%でありますけれども、直近では1割ぐらいになる日もあるということ。他方、全体の中では、やはりまだ1割届かない状況ということでもあります。

この常時バックアップ、マクロ的に見ると、今、申し上げたとおりですけれども、これが実際にどういうふうに使われているか、これについてはこれからより詳細に調べていく必要があるところですが、今、手元のデータでわかるところで言いますと、20 ページ目以降になります。

まず、2013 年の価格見直しで、ベース電源代替としての活用、ベース電源というのをどういうふうに見るかにもよりますけれども、ここでいう年の負荷率、1年間の契約電力に比べて、どれぐらいの比率で実際に使っているかというので、このグラフにあります 2011 年度、12 年度、見直し前でおおよそ7割ぐらいと、それなりの高さにあったわけですが、これをある意味もう少し高くする意図のもとで価格の見直しがなされております。

他方、実際の推移を見ますと、ここにありますように、その後、若干落ちてきて、特に最近では 50%を切る年もあったということでもあります。2013 年の見直しの意図とは、実際の使われ方は少し違ってきているというのがあります。

参考で、次のページにありますけれども、2013 年の先ほどの見直しでは、右下、赤いところで囲ってありますけれども、当時、70%台が多かったわけですが、70%代、あるいは80%代といった場合に、価格が従来に比べて低くなるような料金設定の見直しをしたというところでありまして、そういう意図ではありましたが、20 ページでは、現実にはちょっと逆の方向に進んだということがあります。

次のスライド、22 のところで言いますと、利用枠というのも導入されたというのが 2013 年の見直しでありますけれども、見直しの当初は、この枠と比べて実際の契約は7割ぐらいあったものが、その後、新電力のシェアの拡大にあわせて、利用可能枠は大幅にふえていっていますけれども、契約電力の伸びは緩やかでありまして、その結果ということで、直近 2016 年度の利用率というのは約4割ということになっております。

また、次の 23 ページにありますけれども、スポット市場、実際の使われ方で言いますと、使用量、ベース的に使うということとは別に、時間帯によって、これは1日のこまの中でですが、時間帯によって使う量を大きく変えている例もあるということでもあります。

これは利用の仕方ということでありまして、常時バックアップそのものが常に同じ、ベース的に使わないといけないというものでももちろんありませんでして、いろいろな使い方がある中で見直しというのが1つ、ベース的な使い方へ資するようにということで見直しがされたんですけれども、必ずしもそういうふうな使われ方になっていない中でということではあるんですけど

れども、24 ページにあります、先ほどご紹介ありました、今、新しいベースロード電源市場の創設という議論が進められております。

ある意味、ベースロードについては新しい市場ができてくるということですので、25 ページにありますように、そのタスクフォースの議論におきましては、常時バックアップと政策目的が一部重複するというので、この両者の関係、常時バックアップの量を控除するといった方向での議論でありますけれども、今の、途中ご紹介しましたような実際の常時バックアップの使われ方なども踏まえて、具体的にどのように控除していくかということは、今後の検討事項ということになっております。

まとめますと、今、新しい市場整備、市場設計が進められている中で、既存の制度、まさに常時バックアップというのをどう扱っていくのか、常時バックアップの今の現状、実態、使われ方といったことをこれからいろいろな形でしっかり把握した上で、今後の環境変化、新しい市場整備、それから取引市場の拡大といったあたりを見据えて、既存制度の扱いについて、これから議論していければいいかなというふうに思っております。

ご説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

これから議論していただきますけれども、この議題のいわゆる経過措置料金の部分、これについて大石委員からまた意見書が提出されているところでございます。簡単をお願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。前々回に座長のほうから、消費者は経過措置料金についてどのように考えているのかというお話もありましたので、その後、消費者団体の方たちにもヒアリングをしながらまとめたものです。簡単に述べさせていただきます。

今回、小川室長のほうから大変丁寧に経過措置料金の意味、それから今後のスケジュールについても詳しくご説明いただいたので、ここで書いてある内容は結構クリアになっている部分もあるかと思うんですけれども、やはりそもそも電気というもの、電気料金というのは、消費者にとっては大変生活の中でも重要な意味を占めておりまして、まさに今いろいろなものが電化していることもあり、生活必需品であるということから、やっぱり経過措置料金の撤廃については、大変消費者としては気をつけているというか、敏感になっているのが現状です。

まず、経過措置料金の撤廃については、やはり市場の競争が実際に競争状態になる、それを見きわめるまでは、消費者の側としては、やはり経過措置を撤廃するということに対しては反対をいたします。

その上で幾つかお願いなんですけれども、まず、きょうはご説明いただきましたけれども、経過措置料金の撤廃についてのスケジュールですとか、実際にどの場でどのようなことが決定されるかについては、多くの国民には知らされていないというか、わかっていないことなので、ぜひ今後もあらゆるところで丁寧に説明をしていただきたいというのが1つです。

それから、もし、これで解除をするということになった場合、やはり都市ガスの解除においても同様の問題が起きたと思うんですけれども、やっぱり消費者が知らないまま経過措置料金が撤廃されるとなると、やはりいろいろな料金の面でのリスクも大きくなるということから、まず、経過措置料金が外れる前に、事業者ですとか、国からしっかり消費者に対して周知広報活動をしていただきたいというのが2点目になります。

それから3点目として、今、実際に行っていると思いますけれども、事後監視の体制について、さらに値上がりですとか、寡占状態が起きていないかということ、解除後もしっかりと経過措置を見ていただくということをお願いしたいなと思います。

なお、今後いろいろな検討会が行われると思うんですけれども、その下に書かせていただきましたように、いろいろなデータ、どうしても電力自由化とひとくくりに言ってしまうと、大口と家庭用の小口というのを同レベルで見えてしまって、大口の競争が起きているので、あたかも小口、家庭のところでも競争が起きているから経過措置を外しても大丈夫というような議論になりやすいと思うんですけれども、大口と小口というのを分けていただいて、本当に家庭のところでもきちんと競争が起き、消費者が選べるようになっていくかというところのデータをきちんと取っていきながら、あと諸外国の例を参考にしながら進めていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。参考にさせていただきます。

それでは、もう一つ、事務局からご説明ありました常時バックアップの制度について、これとの関連ですけれども、これを含めて議論させていただこうと思うんですけれども、どなたかご意見、あるいはご質問等ございますでしょうか。

じゃ、村松委員どうぞ。

○村松委員

ご説明ありがとうございました。今回は常時バックアップがテーマということで、この後の議題のインバランスも少し関係するかもしれませんが、自由化を始めたときからの大きな狙いの一つとして、自由化は進めるけれども、フェアな競争環境をきちんとつくるんだということが根底にあるんだと思います。

フェアな市場を考えたときに、旧一般電気事業者から見た場合と、新電力から見た場合とで若干見方は違うとは思いますが、まずは競争環境をきちんと整えていこうと、新事業者に参入いただくために、電源を確保するという目的で常時バックアップを入れられたんだと思います。

その目的が本当に達せられているのか、目的以外に使われているんだとすれば、これは不当な利用ということで、フェアな競争環境とは言い難い面も出てくると思いますので、そういった動きがあるのは、規制もしくは排除するという方向に動かれるのは当然の動きかなというふうには思っております。

ただ、今、挙げられているデータが本当に全体をあらわしているものなのかどうかということとは慎重に見ていただく必要があるかなと思っております。特にデータでお示しいたきましたスライドの 22 ページ、23 ページのところですが、まず 22 ページのほうで、利用率、枠としては契約枠はあるものの、実際に利用いただいているのが 41%ということであれば、旧一般電気事業者からすれば、今の常時バックアップの料金体系はこういったものを想定していないので、利用率をもっと高める、もしくは枠に対して制約を設けていただきたいといったような希望はあるとは思いますが。

ただ、皆さんがこの 23 ページにあるような動き、スポット市場と常時バックアップの間で、どちらがいいか選択してさやとりをしてというような事業行動をとっていらっしゃるかというと、こういう例もあるということでお出しいただいたんだと思うんですが、これをもって全てだというふうに判断してしまうと、真面目にベースロード電源として使っていらっしゃるような事業者が不利益をこうむるということもあり得ると思います。

特に、高圧・特高・低圧、どの事業分野において行動していらっしゃる事業者さんの例をとられたのかもわからないので、一部を切り取って全体を示すというようなやり方ではなくて、全体を見ていただいた上で、ただ、フェアな競争環境を目指すためには目的外の行動をとっていらっしゃる事業者に対する制約、排除というのは、一つ検討するのは本来の目的からは妥当なところかなと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

どうぞ、廣江オブザーバー。

○廣江オブザーバー

ありがとうございます。先ほどの小川室長のご説明、あるいは村松委員のご発言をほぼなぞるような話なんですけれども発言させていただきます。そもそもこの常時バックアップ制度と言いますのは、15 ページにも記載がありますように、電力システム改革専門委員会で新電力に新規に参入される皆さん方が、ややベースロード電源が不足をしていると、これに対する過渡的な措置ということで導入されたということでございますので、先ほど来ご説明がありましたようなベースロード電源市場というものが整備をされるならば、やはり政策目的はほぼ一致すると思います。したがって、原則としては、これから検討されるということでありまして、原則としてはやはりそちらのほうに移行するというのが筋ではないかなと私どもは考えています。

さらに申しますと、現在の利用状況であります。これもご説明がありましたが、2013 年に、特にベース電源としてお使い勝手がよいように、基本料金を上げて従量料金を下げることを行いました。残念ながらそうならないようなお使いの方もいらっしゃるようでございますので、ぜひそういったところにつきましては、もし問題あるような行為があるとするならば、しっかりとこれを正していただくということが大事じゃないかなと考える次第でございます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

武田オブザーバー、どうぞ。

○武田オブザーバー

ありがとうございます。常時バックアップの利用形態も含めて今回いろいろ整理されていますけれども、資料にありますとおり、過去のいろんな経緯のもとに常時バックアップが、料金体系あるいは仕組み等を見直されて使われていると。

20 ページ以降、もう少し分析が必要なのかもしれませんが、いろんな使用実態が既に新電力のほうで、常時バックアップの価格体系も含めて、あるいはお客様のニーズに応えるという意味も含めて、いろんな使い方が既に出てきているということを踏まえたときに、ベースロード市場ができたことが即この常時バックアップにつながるかと。

そういうベースロード電源市場と常時バックアップがイコールのような制度の仕組みに現実としてなっているのかどうかというと、もう少しきちんと分析をする必要があると思いますし、基本的にはベースロード電源市場だけではなくて、今あるいろんな取引市場が厚みを持った市場となって、いろんな調達手段が出てくれば、自然とこの常時バックアップというものが市場に移行していくのではないかと考えておりますので、ぜひベースロード市場ができて即常時バックアップが原則廃止というのではなくて、いろんなその経緯、それ以降の状況を見た上で判断しては

しいと思います。

その上で、最後に、26 ページにまとめられてありますけれども、ヒアリングやデータ分析等して利用実態を的確に把握した上で、その処置について考えるということですので、新電力からのヒアリングを含めてどういう処置が必要なのか、あるいは代替する別な制度が必要なのかどうかも含めてご検討願いたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村委員どうぞ。

○松村委員

まず今回は、今後、常時バックアップについて実態をさらに見ていくとともに、今後いろんな市場が整備されていく中でどう変えていくのか。もちろん廃止も選択肢の一つとしてはあると思いますが、変えていく必要があるとすればどうしていくのかを今後、議論していく、その頭出しだと思いますので、具体的にどうすべきか詳細に意見を言うことは、今回はやめます。

ただ、私自身は、認識が他の委員と違っているところもあります。真面目にベースとして使っている事業者もあり、そうでない事業者もありという発想に対しては、私はとても違和感があります。ベース的に変えるとしたのは、ベース的に使うほうがよりペイする方向に料金体系を変えたということであって、ベースとして使うことを強制するという制度にしたわけではないし、推奨するわけでもない。インセンティブとしてそうしたということだと思います。

それでもなお、これの使い勝手がとてもいい状況になっているとすると、ひょっとしたらその料金体系が、基本料金を上げて従量料金を下げたというのは、それ自体は間違っていなかったと思うのですが、ひょっとしたらその程度が足りなかったのかもしれないし、あるいは契約の使い勝手が余にも良過ぎたのかもしれない。そのメリットがあるにもかかわらず、価格水準が低過ぎたのかもしれない。いろんな可能性があるので、そういうことも含めて精査していくということだと思います。もちろん使い勝手が良い割に価格が低過ぎたと決めつけているわけじゃないけれど、そういうことも含めて精査していくということだと思います。

さらに、新規参入者にとってベースが圧倒的に足りないという状況で、ベース的なものに変える目的でこうしたのですが、一方で、今度ベースロード電源市場が立ち上がるという状況の変化を考えると、従来と同じものではなく、もし常時バックアップが生き残るとすると、縮小することは当然あり得ても、別の形にしたほうが良いということを議論する余地もあると思います。

このときには、ベースロード電源市場がなかった前提で、基本料金を上げ、従量料金を下げ

たわけですが、ベースロード電源市場ができるということを前提として、それをずっと維持していくべきかどうかということも含めて議論の対象になると思います。

最後に、ある種のプライススキーズというか、小売価格から見て合理的でない価格でやっていないかどうかを一定程度監視しているのは、今のところこの常時バックアップしかない状況だと思っています。

私自身は、もっと相対取引が活発になり、それも内外無差別原則が貫徹するようになれば、さらにこの常時バックアップの意義は小さくなると思いますが、実際にはほとんどの事業者が、これ以外の相対契約に対してほとんど応じていないという現状を踏まえて、常時バックアップすぐ廃止するというのは、私は賛成はしかねます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

個人的にも、今最初におっしゃった価格のその体系変化にもかかわらず反対の方向に動いたという、これはなぜかというのはやっぱりちょっと見る必要があって、その辺のこれから少し調査とか、具体的なデータとか、そういったところを事務局のほうでも考えていただければというふうに思っております。

四元委員、どうぞ。

○四元委員

これから詳細な分析やっていただければいいと思いますので、私も何か結論がどうというのは全くなくて、単に法律家としてややどういふものかなと、素朴な疑問としては、もちろんこれ常時バックアップ、歴史的に長い経緯がいろいろあり、ガイドラインもありですけれども、せつかくの民民契約というところなので、23 ページのようなところで、仮にこれを不適切と即言えるのかわかりませんが、あつたら、もう少し柔軟に対応できていいんじゃないかというところはございます。それも含めてまた詳細を教えていただければと思います。

○山内委員長

大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。この常時バックアップについてですけど、そもそも私契約の取引に対して政策的な位置づけを与えているということだと思うんですけど、そうであれば、政策目的というのは当然明確にされるべきだというふうには思います。

そういう観点で、きょうは歴史的に振り返っていただいて、政策目的の変遷もあった中で、常時バックアップの利用というか、使い勝手ですか、それも随分変わってきたというふうなご説明があったんだと思います。

やはりこの制度について、使い勝手がいいという観点で言えば、この利用枠で未使用な部分がどんどんふえているということに対して、あと申し込みの期限、時間帯とスポットというか、スポットの締め切りとの関係とか、そういう観点で考えてみると、こうした制度的な使い勝手の良さがもしかすると価格の相関を生んでいるのかなというふうな感じもしますし、そういうところというのは制度をきちっと見直す必要というのはやはりあるのかなという感じがします。本来の政策目的に合った使用をしてもらうためには、一定程度の規制というのは当然必要で、そうしたところで今回見直されるというのは意味があるのかなと思います。

複数の代替的な制度をつくって制度間で競争させる結果、その生き残った制度をとればいいじゃないかという考え方を、発言として複数オープンの中で聞くことがあるんですけども、それというのは政策のリソースを使う上で余りいい話ではないのかなという感じは一方でします。

やっぱり政策目的に沿って、制度というのはシンプルにつくられるべきだと本来思いますし、代替的な制度をつくるのであれば、余程それなりの理由がないといけませんよね。一方の制度を育てようとしても、代替的なものがあれば、育てようとしている制度も十分に育たなくなっちゃうので、そのあたりというのは、ちゃんと望ましい制度を決めて、それが使われるように溝をしっかりとつけていかないといけないのかなという感じを私は持っています。

以上です。

○山内委員長

ほかにございますか。

今回は、先ほど松村委員おっしゃったように、頭出しといたしますか、ご意見を伺うということとありますので、事務局におかれましては今のご意見を踏まえて、さらに検討を進めていただければというふうに思います。

それでは次の議題に入ります。次は、需給バランスの制度環境整備ですね。

これについて事務局からご説明をお願いいたします。

○小川電力産業・市場室長

それでは、資料の6をごらんいただければと思います。これも今しがたご議論いただきました常時バックアップと同様、これからこういった点を議論していきたいと。その上での現状、課題の俯瞰的なご説明になります。

まず1ページ目になりますけれども、そもそも今回このインバランスについてということで、

この新しい制度自体は全面自由化を機にということで、計画値同時同量制度というのが入って、新しいある意味インバランス制度というのがスタートしておりますけれども、この場でも昨年ご議論いただきました課題も踏まえて、昨年10月には少し見直しを行っております。

さらに今後を見据えた場合に、本日タスクフォースの議論のご紹介にありました需給調整市場というのが2020年にできてくるということを見据えて、今、過渡的なものということで位置づけられている現行のインバランス料金制度というものを今後どうしていくかということについてご議論いただければと思います。

計画値同時同量制度、3ページ目、4ページ目ですけれども、とはということでありますけれども、各発電小売事業者が前日段階での計画を出して、これが計画ですけれども、計画に実績を、必要に応じて計画は実需給の1時間前までですけれども、見直した上で、計画と実績を極力一致させているということであります。

そこで今度、最後、実需給の1時間前以降は送配電のほうで需給の調整をしますけれども、そこで要した費用というものを、4ページにあるような形、インバランス料金という形で事後的に回収するというのが現行の仕組みとなっております。

この現行制度のもとでの、まずインバランスというのがどういうふう to 実際の量として推移してきたか、現行の状況というのが、8ページ目以降になります。

まず、インバランスの量、エリアといいますのは、各送配電の供給区域で区切られるところでのインバランスの量ということで、上のほうに青になってますのが、全体で見ると余剰、下のほうが不足ということで、全国各地域を合算した数値になっておりますけれども、これを週単位で見るときに、2016年4月、左のほうから、上下動はありますけれども徐々に減ってきているという状況です。全体的には不足というよりは余剰という形で推移はしてきております。

8ページは全体の各エリアごとのを合算したものでありまして、実際には個々の事業者がプラスを出したりマイナスを出したりということでありますので、個々の事業者の合算した絶対量ということで9ページにありますけれども、これを見た場合には、総需要に比べると5~10%程度ということで推移しております。

言ってみれば、個々の事業者がどれぐらい出すかということと、個々の事業者がたくさん出しても、例えばプラスに出す事業者、マイナスに出す事業者が同じぐらいになりますと、エリア全体ではプラスマイナスゼロになるということでありまして、この9ページのほうは、個々の事業者のインバランス量、インバランス率の推移となっております。

今度、インバランスの料金のほうでいいますと、10ページ目になります。

これは昨年10月に見直しを行ったということで、その前後を記しておりますけれども、真ん中、

緑が、取引所のシステムプライスでありますけれども、見直し前、青、下のほうにあったのが、見直し後、赤、上のほうに出ております。

これはどう見るかといいますと、見直し前の課題といいますのは、この青のほうが出ているものですから、需給の事業者が取引所で買うよりも、後からインバランスで支払ったほうがある意味安いので、インバランスのほうで調整している傾向のある事業者もあったということでありまして、そこは見直し後、特に需要のふえるときにはむしろインバランス料金のほうが高くなる。事業者へのインセンティブとしては、まずみずから調達の努力をして、それでもかなわなかった場合には、最後インバランスということで、そちらの料金のほうが上がるということですので、インバランスを減らす方向にインセンティブが働いているということでありまして。

その結果ということで、12 ページにありますけれども、4～9月までと10月以降を比較した場合に、これは課題の一つとして、送配電事業者において赤字が大きくなっているという課題はもともとありましたけれども、10月、単月ではありますけれども、赤字の規模は縮小しているということになります。

12 ページのスライド、下に表がありますけれども、一番右の列で合計とあります、各社の合計、4～9月平均では-27億円でありますけれども、10月は-16億ということで、縮小はしているものの、まだ大きいという課題が残っております。

そうした中で、インバランスを取り巻く課題ということで、13 ページに全体を記していますが、けれども、個別のところ、14 ページ目以降、追っていききたいと思います。

まず14 スライド目になります。これは、作弄的なインバランス発生としておりますけれども、特に昨年10月の見直し前にインバランス料金というものが比較的低位に推移すると。それが特に事前に予見される場合には、先ほど申しました、市場調達をするのではなくて、もうそこはインバランスという形にして事後的に料金で精算するというものを選ぶ事業者もあったということでありまして、これについては、そういうことのないように、経済的インセンティブを少し変えるということでの制度見直しとともに、事業者に対する監視・指導というものが行われるよう、しっかりより強化されているというのが14 ページになります。

このインバランスの課題、いろんな課題あります。発電小売事業者、あるいは旧一般電気事業者の側においても課題があるということでありまして、例えば、15 スライド目にありますけれども、大手電力において、必要以上の予備力を確保していたということがありまして、これはインバランスという観点からしますと、大手が余分に持つておくということが全体との関係では不均衡を生じやすくなるということで、これについては監視等委員会からの要請を受けて、今、大手電力が新たな行動計画を定めて運用の見直しが行われているところであります。

また、インバランスに係る課題、全然別の観点では、今度 16 ページにありますFITのインバランス特例による構造的なインバランスということでありまして、これは、FITのように発電量の予測がいろいろ変わるという中で、今の制度ですと、前々日に送配電事業者が計画を策定しているという中で、その後の状況変化、発電見通しの変化を反映できないまま、そこがインバランスとして出てしまうという事態がありまして、これについて今まさに議論が進められているところでありまして、こうした構造的な仕組みをどう見直していくのかということが課題となっております。特にこのFITインバランスに関しては、対象電源がふえる場合に、より深刻化するというふうに考えております。

さらに、本日はいろいろな課題ということでありまして、18 ページ目では、今度は需給のバランス調整として、時間前市場というものの活用が期待されることでありまして、実際にはなかなか時間前市場というのが使われていないという状況があります。

これは、諸外国で言いますと、時間前市場、特に再エネの導入が進むと、この時間前市場における調整の役割というのが非常に高まっているわけですので、そういった面も踏まえて今後、時間前市場の活用についても考えていく必要があるというところです。

なかなか使われていないという話と、19 ページにあります、特に先週は寒さが厳しくて需要増ということがありました。そういった中では、時間前市場の活用もこれまでに比べると少し進んでいるのかなというのが直近のデータ、19 ページでありまして、その後、20 ページにあります、まさに先週の東京電力管内において非常に需給が厳しくなる中で、報道などでもありました、電源不足とあります。デマンドレスポンスの活用も行われていると。

20 ページのグラフにありますけれども、折れ線2つありますが、予備率というのが、青は特に融通を実施しなかった場合ということで、そうすると特に 24 日などは相当厳しい状況になっていたわけですが、これは結果的には赤で推移しておりますけれども、この需給逼迫、厳しい需給の中で、このインバランスの関係では、それぞれ求められる役割がある中で、どういうふう実際に事業が進められたか。例えば小売事業者で言えば、需要の見込み、寒さが厳しいので計画したよりも需要の見込みがふえたのであれば、それに合わせて計画を変えて、その上で新たに調達する、先ほどの時間前市場とかそういうことがどれだけ行われたのか。

あるいは、そうした中で、結果的に足りなかったところはインバランスということになるわけですが、どれぐらいのインバランスが出てといったあたり、これは従来に比べますと、新電力というものがふえている中で、需給調整の役割、全て送配電ということではなくて、小売は小売、発電は発電で一定の役割を果たすことが期待されているわけですが、この自由化の中で、この新しい状況の中で、まさに先週など、どういうふうに進められたかというところは

これからしっかり検証・分析していきたいというふうに考えております。

きょうはいろいろな課題の羅列になってしまうんですけども、21 ページ、これもまたこの場で今まで何度かご説明しましたインバランスの誤算定、もともとは1年前、表にあります中部電力、北海道電力による誤算定というのが初めてのケースではありましたけれども、その後もまだ幾つかありまして、直近では北海道電力においてまた新たな誤算定というのが生じております。

これは、今の仕組みのもとですと、送配電のある事業者の誤算定というのが今度全国に、料金単価を通じて全国に波及するということでもありますので、こういった課題も見据えての新たな制度設計が必要になるのでないかというふうに考えております。

以上のような点も踏まえてということで、23 ページ目以降ですけれども、2020 年の開設を目指して進められている需給調整市場ということを念頭に置いて、これからインバランス料金制度の課題、本日幾つかご説明しましたような課題を念頭に置いて、どのような制度設計をしていくのかということを考えていかなければならないと思っております、具体的な論点、あくまで例ですけれども、それを26～27 ページに記しております。

例えばで言いますと、送配電の側からすると、コストを過不足なく回収する必要があるということであるんですけども、過不足なくと言った場合に、1円もずれないようにするということなのかどうか。

先ほども見てきましたように、送配電の側から見たときのコストの回収という話と、今度、発電小売事業者から見たときには、そこにインセンティブになってきますので、過不足ないよということ余り追及し過ぎると、今度は事業者に対するインセンティブにひずみが出ないかというところはよく見ていく必要があるんじゃないかといったような点。

あるいは27 ページにありますけれども、インバランスと言ったときに、発電の側で生じるインバランス、計画していた量の発電ができなくなる。例えば発電所のトラブルといったような話と、小売の側で生じるインバランス、需要の見込みと現実にずれが生じてくるというのは、大分その対応、それから規模が違うものですから、そういった点をどう考慮するのか、しないのかといったような点も含めて、幅広く今後ご議論いただければというふうに思っております、最後のページに記しておりますように、論点、多岐にわたりまして、現在も、監視委員会、広域機関、いろんな場でご議論が進められておりますので、そういったところとしっかり密に連携しながら議論を進めていければと思っております。

以上です。

○山内委員長

それでは、需給バランス維持の実現に向けた制度整備と環境整備ですけれども、これについ

てご議論いただきますが。これも現状でいろいろな制度が、需給調整の制度があるわけで、それとの関係も。

どうぞ、四元委員。

○四元委員

これは単に関心から来るご質問なんですけれど、例の 14 ページ、作為的なインバランス、これに非常に興味を持って、関心を持って眺めていました。結局、こういった行為は非難に値するのは当然なんですけれども、これを許す制度が悪いと思っていましたので、10 月に制度を変えてどうなったか、ちょっと差し支えない範囲で何か改善が見られたか教えてください。

○山内委員長

どうぞ、すみません。

○佐藤理事

こういった事業者の方は全くなくなりました。こういう計画を出されて。

○山内委員長

10 月の改善でということですか。10 月の改善でそうなったということですか。

○佐藤理事

その前からなくなりまして、現段階ではこのような極めて過度なインバランスを出す方とか、計画自体が非常に不適切な計画というのはないと申し上げられると思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は秋元委員ですか、どうぞ。

○秋元委員

どうもありがとうございます。先ほどの資料等も含めて、含めてというか先ほどと同じく頭出しということなので、余り大きな意見を申し上げるようなことでもないんで、ちょっと感想だけですけれども、まずインバランスの料金の算定式の部分に関して 10 月に、今もお話ありましたけれども、改定したというのは、基本的にはいい方向に出ているんだろうというようなデータ、まだちょっと 10 月とか一部分しかないのではっきりしないんですけれども、今、佐藤さんのほうからもそういうのはなくなってきているというお話があったので、いい方向に改定になっているんだという理解をしています。

ただ、その中で、こちらはまだ課題はあるというのはご指摘だと思いますので、そういうものに関して、先ほどもそうですけれども、データをやっぱりしっかり分析して、どこを直していく余地があるのかということこれから詰めていくということは大事なんではないかと思います。

さらに、先ほどはベースロード電源市場との関係というのがありますし、今回は、ここでは需給調整市場との関係も、新しい市場との関係という部分もあるので、そこの市場の設計と合わせて、これらをどういうふうに改正の余地があるのか、いろいろこれから議論を深めていけたらなというふうに思います。

すみません、感想めいた話だけです。どうもありがとうございます。

○山内委員長

村上委員、どうぞ。

○村上委員

ちょっともう少し広い議論になってしまうかもしれませんが、このインバランスの料金の議論の手前になるんですけれども、需給の予想をするときの大きな要素、先ほどデータの話出ましたけれども、いかにビックデータを使っていくか、事業者のもそうですし、そういった環境を制度として促進するような、そういった議論というのも多分ここの中には入ってくるのではないかと思います。

そうしますと、例えば需給の予想するときの一つのツールとして、ビッグデータをこれから活用されるとなると、そのデータのオーナーシップとか、データを今持っている人たちの使い方のルール、その辺の議論というのも恐らくしっかり考えていかなければ、こちらではインバランスの料金の議論ですけれども、その前の段階の、いかに正確な、そして最大限効率よく需給をこれから各事業者が考えていくかというところの議論がなかなか効率的に進まない可能性があるので、多分ちょっと大きな議論になってしましますが、そのデータの活用するための環境づくり、ここも恐らくひとつしっかり議論していくべきではないでしょうか。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

廣江オブザーバー、どうぞ。

○廣江オブザーバー

ありがとうございます。まず先週、東京電力のエリア内で大変需給が厳しくなりました。異常な低温が続いたということと、それから一部石油火力の立ち上げがうまくいかなかったという事情もあったようでございます。いずれにしても大変ご心配をおかけしましたことをおわびしますとともに、国民の皆さん方のご協力で何とか最悪の事態は避けられたということにつきまして、感謝申し上げます。

その上で、需給調整市場ができました後のインバランス料金につきまして、少し2点ほど申

上げたいと思います。もう既に資料に書かれています、もう言わずもがなでありますけれども、やはりこの料金の設定に当たりましては、23 ページにありますように、一般送配電事業者がコストを確実に回収できるということが非常に大事でございますし、もう一つは、システムを利用なさっている皆さん方が計画を遵守するということについてのインセンティブとして働くということが大変大事でございます。ぜひこういう方向で、今後ご検討をお願いしたいと思います。

もう1点、やや先走った話ですが、コストを回収するというふうになりますと、そのコスト、一体どれぐらいかかったんだということは当然ながら問題になってまいります。これについての透明性を確保することが非常に重要である、これはよく私も理解しているつもりですが、一方では、やや大きめに申しますと、発電事業者にとってコストといいますのは最も重要な企業秘密の一つでございます。このあたりについての配慮もぜひお願いしたいという点でございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤理事

何点か申し上げます。先ほど鍋島室長からご報告がありましたように、先ほどの資料の42 スライド目の需給調整市場の論点のところ、2020年に開設はしていますが、本格的な広域調達運用を行うのは2020+X年であると明確になっておりますので、そうなりますと、2020年に需給調整市場が開設したとしても、ある意味でいうと正確なインバランス料金がそれで出るかどうかというのは非常に疑問であります。

つまり広域調達運用が本格的になされないと、実際よりも、完璧な市場よりも高くなるとか、そういったこともありますから、そうすると今の暫定的なインバランス料金というのも20年以降もプラスX年まで適用する可能性もあるような気がします。

そうなりますと、スライド23の一番下に書いてありますように、現行制度の諸課題のうち、需給調整市場開設を待たずに対応可能なものについては順次対応を行っていくこととするというのは、需給調整市場開設の2020+X年と考えたら、当然、現行制度の諸課題のうちで対応できるものは、やるものはやっておかないと、20年に全部需給調整市場ができて、そこで非常にうまくインバランス料金というのが出てくるというのは当てにしないで考えたほうがいいのではないかと思います。

というようにも考えると、ここからちょっとまだ私、頭の整理が十分できていないのですが、例えば27スライド目の一番下のような、ペナルティー的な要素を加えるということも、

議論は速やかに始めたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

それとその関係で、今、廣江副会長がおっしゃった話のスライド 20 ページ目の東電エリアの需給状況について、これは東電ということ言ってるわけではなくて、これは私ども融通を指示したわけですが、これまでも融通を指示したときにマーケットから十分に調達をしていたのかどうかというのが常に問題になっておりまして、このペナルティー制にもありますが、これが一緒かどうか分かりませんが、過度に、相当大きなインバランスがあるから融通指示をするわけですが、果たしてこの融通指示をしたときに、例えば何らかのペナルティーを考えるとといったこともこの関連制度の改善等に入るのかどうか。

本当にそれがいいかどうかというのも、私、まだ自分の中でも消化し切れていないんですが、この関連制度の改善等と書いてありますので、こういったことも考えて事務局は書かれたのかどうかというのでちょっと質問させていただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

これ、いかがですか。

○小川電力産業・市場室長

ここでいう関連制度はもちろん幅広くでありますし、もともと今おっしゃっていただいたのは、インバランスの料金の制度として、もしかしたら平時と、今、融通の指示というのがありました、融通の指示が出ているような状況で、その料金のあり方、ペナルティー制みたいなのを変えるかどうかも含めて、幅広く、まさにこの場で今後ご議論いただければと思っております。

○山内委員長

大山委員、どうぞ。

○大山委員

ちょっと1点だけ今後のために伺っておきたいんですけども、18 ページに、インバランスに対して時間前市場の約定量が少ないよということが指摘されているんですけども、これって、その前にあるFITインバランス特例制度により発生する構造的インバランスというのがもし含まれているとすると、送配電のほうで多分時間前で調達できていないと思いますので、ちょっと性質が違うと思いますので、これがFITの構造的インバランスを除いたときには割合調達できているのかどうかというのは、もし調べられたら今後調べていただければというふうに思います。

○小川電力産業・市場室長

ありがとうございます。まさにインバランスの内訳ですね、構造的なものと、需給調整のずれなのか。それによって対応も変わってくるでしょうし、それも見据えての料金制度を考えていく

必要があると思っていますので、しっかり分析していきたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。今のは、データありますよね。

○小川電力産業・市場室長

はい。

○山内委員長

また分析していただきたいと思います。

ほかに何かございますか。

よろしゅうございますか。

すみません、ちょっと時間も経過しておりますので、この辺で議論を閉じさせていただきま
すけど、この問題もこれから事務局でさらに検討を進めて、またここでご議論させていただく
ということで、よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりまして活発にご議論ありがとうございました。これをもちまして、
第7回の電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

12時07分 閉会

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541